

# 令和7年度 第2回 北海道地方最低賃金審議会

## 資 料 目 次

資料No.1・・・北海道地方最低賃金審議会（第51期）北海道最低賃金専門部会委員  
名簿

資料No.2・・・関係労使からの意見書一覧

① 一般社団法人 北海道ハイヤー協会

② 北海道労働組合総連合

資料No.3・・・北海道特定最低賃金の改正に係る申出書状況

① 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業

② 北海道鉄鋼業

③ 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機  
械器具製造業

④ 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業

資料No.4・・・諮問文（案）

北海道地方最低賃金審議会（第51期）  
北海道最低賃金専門部会委員名簿

令和7年7月29日

| 区分      | 氏 名                    | 現 職                         |
|---------|------------------------|-----------------------------|
| 公益代表委員  | かめ の しゅん<br>亀 野 淳      | 北海道大学高等教育推進機構<br>教授         |
|         | くに たけ ひで お生<br>國 武 英 生 | 小樽商科大学<br>教授                |
|         | や え ざき せい こ<br>八重崎 聖 子 | 特定社会保険労務士                   |
| 労働者代表委員 | かね こ ユ リ<br>金 子 ユ リ    | 日本労働組合総連合会北海道連合会<br>副事務局長   |
|         | ふじ た てい へい<br>藤 田 鉄 平  | UAゼンセン北海道支部<br>主任           |
|         | やま た しん こ<br>山 田 新 吾   | 日本労働組合総連合会北海道連合会<br>組織労働局長  |
| 使用者代表委員 | いけ た こう じ<br>池 田 幸 司   | 北海道経済連合会<br>労働政策局長          |
|         | はた おか ちゆき<br>片 岡 直 之   | 北海道商工会議所連合会<br>事務局長         |
|         | ま こめ つとむ<br>馬 込 毅      | 北海道中小企業団体中央会<br>事務局長兼企画情報部長 |

(注) 公・労・使委員は五十音順

## 関係労使からの意見書提出状況

|   | 提出元                 | 労・使の別 | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 備考 |
|---|---------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 | 一般社団法人<br>北海道ハイヤー協会 | 使用者   | <p>北海道の法人タクシ－事業者のほとんどが中小零細企業である。</p> <p>価格転嫁についても主たる収入である運賃が国によるの許可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは困難な状況である。</p> <p>物価上昇における賃金の引き上げの必要性については理解しているが、経営収入の大本が許可運賃である中小零細のハイヤー・タクシ－業者にとっても経営環境に与える影響が大きすぎる。</p> <p>最低賃金法第9条第2項に定める「地域別最低賃金は、通常の事業の資金支払能力を考慮して定める。」という基本原則に基づいて、慎重の上にも慎重なる審議を要望する。</p>                                                                |    |
| 2 | 北海道労働組合総連合          | 労働者   | <p>今年度の審議にあたり、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行って下さるようお願いします。</p> <p>【要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。</li> <li>2 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。</li> <li>3 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること。」を、審議会の意見として表明すること。</li> </ol> |    |

令和7年7月15日

北海道地方最低賃金審議会  
会長 亀野 淳 様

一般社団法人 北海道ハイヤー協会  
会長 平島 啓 様

## 地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、北海道の法人タクシー事業者は、車両数30両以下が約69%、従業員数300人以下の企業が、約98%となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

札幌も各種物価高騰が続き苦しい状況で運賃値上げ申請をしておりますが、北海道のその他地域については経済が停滞し、人口減少による働き手不足に加えての最賃アップには既に耐えられない状態にあり、倒産廃業も増えてきている状況です。



物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますようお願いいたします。  
何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



2025年7月25日

北海道地方最低賃金審議会  
会長 亀野 淳 様

北海道労働組合総連合  
議長 三上 隆 様

〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目2-22

電話011-777-1060

## 北海道地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

### 1. はじめに

北海道地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、北海道労働組合総連合(略称:道労連)としての意見を申し上げます。

昨年、北海道の最低賃金は時間額で50円引き上がり、1010円となりました。過去最高の引き上げ額となったことについて貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2020年代に全国加重平均1500円」の目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに1500円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりましても、最低賃金はどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」(最低賃金法第1条)に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い致します。

### 2. 物価高騰に見合い、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2025年の春闘は大企業を中心に平均 5.25%の賃上げとなり、前年を 0.15%上回りました。しかし、それでも、実質賃金はマイナスとなっており、物価高に賃上げが追いついていません。加えて、非正規雇用労働者の割合が高い医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃上げは行われておらず、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。労働者の賃金の底上げを実現するため、最低賃金の大幅引き上げが期待されています。

秋田県の地域別最低賃金(時間額 951 円)でひと月 173.8 時間(一ヵ月の平均法定労働時間)働いたとすれば 165,284 円(端数四捨五入)です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 13 万~14 万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っていないとは言えません。



雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。

### 3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,163円です。北海道は1010円円ですので、格差は時間額153円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも年収で318,240円も低く、北海道で働く労働者の尊厳を損なわせています。

中央最低賃金審議会は昨年を目安を全国一律50円としました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、A～Cのランク制の下では、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に大きな変化はありません。ちなみに、徳島県をはじめ27県が中賃目安に上乘せを行いました。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げすることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織(北海道をはじめ全国28地方組織)で5万人の協力で取り組んできた、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身者で月額24万円、時間額1,500円以上(月150時間換算)が必要との結果が示されています。この調査は、「食べるのがやっと」といったぎりぎりの生活ではなく、ワンルームの部屋を借り、冷蔵庫・洗濯機・ストーブ・エアコン・掃除機などの電気機器やテーブル・寝具などの最低限の家財を持つ、移動手段は公共交通機関で車は所有せず、一日3食を摂り、友人・同僚との会食も月1～2度あるといったごく普通の生活をしていくのに必要な金額を算定しています。

その結果が、時間額に換算して1,500円以上となりました。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

### 4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に34円プラスする84円の引き上げが行われました。徳島では、

県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が2024年8月から連続して前年比プラスになっていることが報告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けました。燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。

今必要なのは、中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められます。最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

## 5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

「米も食料品もバスも地下鉄も何でもかんでも値上がりをしています。働いても生活ができなければ、働かない方がいいのかもと思う時もあります。一生懸命に働いている人達に正当な報酬がいただけるよう、最低賃金のベースアップをしてほしいです」「物価高が続いている今、時給を少しでも増やしてもらわなければ、支出ばかりが増えて生活が困窮するので、物価高高騰に合わせて時給も引き上げて欲しい」「最賃は上がっているし、前より収入も増えているはずなのに、基本的な生活費が足りない(物価高などで)ため前より苦しいのはなぜ？不安でならないです」など、非正規雇用・時間給で働く人たちのアンケートから寄せられた声です。最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

札幌弁護士会は本年5月、「最低賃金額の早期大幅引き上げ及び全国一律最低賃金制度の実施並びに中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明」を発表され、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を実現するため、早期に1500円以上となるよう大幅な引き上げを求めています。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは、もはや社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、北

海道地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めることを切に要望いたします。

#### 記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

## 北海道特定最低賃金の改正に係る申出状況

|   | 改正の決定を申出る<br>特定最低賃金の件名                              | 申 出 者                                                    | 申出する者が代表する使<br>用者に使用される労働者<br>の範囲等              | 申出の内容     | 申出の理由<br>労働協約の適用労働者数の割合<br>最も低い労働協約の金額 (時間額)                                                     | 備 考 |
|---|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金<br>(通称：乳糖)         | 日本食品関連産業労働組合総連合会<br>北海道乳製品、糖類製造業最低賃金<br>対策会議<br>代表 井上 大作 | 北海道内乳糖従事労働者<br>5,312人<br>合意の効力の及ぶ労働者数<br>1,951人 | 改正の決定を求める | 公正競争 (参考)<br>合意の効力の及ぶ労働者の割合<br>$1,951/5,320 \times 100 = 36.67\%$<br>最も低い労働協約の金額 (時間額)<br>1,110円 |     |
| 2 | 北海道鉄鋼業最低賃金<br>(通称：鉄鋼)                               | 日本基幹産業労働組合連合会<br>北海道本部<br>委員長 荒川 孝志                      | 北海道内鉄鋼従事労働者<br>4,067人<br>労働協約の適用労働者数<br>3,075人  | 改正の決定を求める | 労働協約<br>労働協約の適用労働者数の割合<br>$3,075/4,070 \times 100 = 75.55\%$<br>最も低い労働協約の金額 (時間額)<br>1,186円      |     |
| 3 | 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金<br>(通称：電気) | 全日本電機・電子・情報関連産業<br>労働組合連合会北海道地方協議会<br>議長 谷口 幸一           | 北海道内電気従事労働者<br>7,176人<br>労働協約の適用労働者数<br>2,474人  | 改正の決定を求める | 労働協約<br>労働協約の適用労働者数の割合<br>$2,474/7,180 \times 100 = 34.45\%$<br>最も低い労働協約の金額 (時間額)<br>1,131円      |     |
| 4 | 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金<br>(通称：船舶)                | 全北海道造船機械労働組合<br>協議会<br>議長 橋本 康憲                          | 北海道内船舶従事労働者<br>1,031人<br>労働協約の適用労働者数<br>397人    | 改正の決定を求める | 労働協約<br>労働協約の適用労働者数の割合<br>$397/1,040 \times 100 = 38.17\%$<br>最も低い労働協約の金額 (時間額)<br>1,217円        |     |

北海道労働局長殿

2025 年 7 月 11 日

札幌市豊平区月寒東 1 条 15 丁目 2  
日本食品関連産業労働組合総連合会  
北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策委員会

代表 井上 圭  
副代表 宮崎 圭  
事務局 長谷 歩

## 申 出 書

最低賃金法 15 条の規定により、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

## 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
北海道において処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業を営む使用者に使用される労働者  
約 5,033 人 (95 事業所)
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
「北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金」
3. 申出の内容  
上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
北海道内の処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、北海道内における処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意を得て申出することとする。
5. 添付書類
  - (1) 協議組織における合意の内容を表す書面の写
  - (2) 機関決定の写
  - (3) 個々の労働者又は従業員組織における合意書
  - (4) 申出代表者に対する委任状
  - (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および該当地域内の同種の労働者の概数
  - (6) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金改定の必要性のための説明資料

以上

2025年7月1日

北海道労働局長  
村松 達也 様

北海道室蘭 目5・12  
日本基幹産業 会北海道  
委員長 孝

## 申 出 書

最低賃金法第15条の規程により、北海道鉄鋼業の最低賃金の改正を下記の通り申出る。

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
北海道において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 3,998人
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
北海道鉄鋼業最低賃金
3. 申出の内容  
改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
①賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上を満たしていること。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{北海道における鉄鋼業を営む使用者に使用されている労働者数}} = \frac{3,075人 \times 100}{3,998人} = 76.9\%$$

(最も低い) 労働協約の金額 = 194,000円/月 額  
9,488円/日 額  
1,186円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,100円/時間額

### 5. 添付書類

- ①労働協約の写、②申出合意書および委任状、③北海道における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概要および、この内該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数、④最低賃金月額および所定労働時間数・所定労働日数

以 上



2025年7月2日

北海道労働局長 殿

札幌市中央区南2条西6丁目  
全日本電機・電子・情報関連産業  
労働組合連合会北海道地方協議会  
議長 谷口 幸

## 申 出 書

最低賃金法第15条の規定により、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

## 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
北海道において北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者〔6,878名〕
2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名  
北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
3. 申出内容  
上記2の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している事から法定最低賃金の改正を求めるものである。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者2,474名

|                                                            |       |          |
|------------------------------------------------------------|-------|----------|
| (賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数)                              | 2,474 | ≒ 35.97% |
| (北海道における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数) | 6,878 |          |

・労働協約の金額（最低金額）：月額 180,000円 日額 9,050円 時間額 1,131円  
・現在適用されている法定最低賃金額：時間額 1,049円

## 5. 添付書類

- (1) 事業所別適用労働者数と所定労働時間及び所定労働日数一覧
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 労働協約書・覚え書の写し



以 上

2025 年 7 月 4 日

北海道労働局長  
村松 達也 殿

北海道函館市入船町 2 番 23 号  
全北 労働組合協議会  
(北 賃金連絡会)  
議 康  
(会

## 申し出書

最低賃金法第 15 条の規定により、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業の改正を下記の通り申し出る。

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

北海道において船舶製造・修理業、船体ブロック製造業を営む使用者に使用される労働者

2、改正の決定を申し出る最低賃金の件名

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

3、申し出の内容

改正の決定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による

4、申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が 3 分の 1 以上を満たしていること

|                                   |           |         |
|-----------------------------------|-----------|---------|
| 賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数              | 397 × 100 |         |
| 北海道における造船業を営む使用者に使用されている労働者 940 人 |           | = 43.6% |

|                      |            |
|----------------------|------------|
| (最も低い) 労働協約の金額 = /月額 | 198,730 円  |
| /時間額                 | 1,217 円    |
| 現在適用されている法定最低賃金額 =   | 1,040 円/時間 |

5、添付書類

①労働協約の写し ②申出合意書および委任状 ③北海道における造船業の労働者数の概要および該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数 ④最低賃金月額および所定内労働時間・所定内労働日数

以 上



(案)

北労発基 0730 第 1 号  
令和 7 年 7 月 30 日

北海道地方最低賃金審議会  
会 長 亀 野 淳 殿

北海道労働局長  
村 松 達 也

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金